

平成 19 年	1 月 25 日	制定
平成 24 年	10 月 1 日	改正
平成 27 年	6 月 1 日	改正
平成 27 年	9 月 1 日	改正
平成 28 年	8 月 1 日	改正
平成 29 年	4 月 1 日	改正
平成 29 年	6 月 1 日	改正

(株) C I 東海
確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程は、確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第41条の規定に基づき、株式会社C I 東海（以下「C I 東海」という。）が確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（確認検査の業務）の実施に係る手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認申請手数料)

第2条 業務規程第17条第1項に規定する建築物の確認申請に対する確認審査の手数料の額は、次に掲げる建築物の審査対象床面積により、別表第1に掲げる額とする。

(1) 一の建築物ごとの延べ面積を審査対象床面積。なお、法第20条第2項に規定する法令適用上一の建築物であっても、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物と見なすとの規定にかかわらず、一の建築物とする。

(2) 建築物が二以上ある場合にあつて、延べ床面積が30平方メートル以内の建築物は、他の建築物の延べ面積と加算することができ、それを一の建築物とみなし延べ面積の合計を審査対象床面積。ただし、30平方メートル以内の建築物が簡易な構造の場合は、加算しない。

(3) 既存建築物を同一棟として増築を行う場合にあつては、次に掲げる額

ア 増築を行う部分の床面積の合計を審査対象床面積とした額に、既存建築物（（建築基準法（昭和25年法律第201号）以下「法」という。）第6条第1項第4号に該当する建築物を除く。）の部分の床面積の合計を審査対象床面積として1,000平方メートル以内は10,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内は20,000円を、2,000平方メートルを超える場合は30,000円を加算した合計額

イ 前アの場合にあつて、既存建築物の部分の耐震診断により、耐震改修に係る部分の構造耐力の審査を要するものは、前アの額に50,000円を加算した合計額

ウ 既存建築物の部分と増築を行う部分が構造上一体となる場合にあつて、増築後構造計算を要するものは、前アの額に既存建築物が鉄骨造（（ ）内は鉄骨造以外）の場合は、当該建築物の部分の構造計算書の審査としての床面積の合計を審査対象床面積として1,000平方メートル以内は15,000円（25,000円）を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内は、30,000円（45,000円）を、2,000平方メートルを超える場合は、45,000円（65,000円）を加算した合計額

2 建築物に係る建築計画において、次に掲げる設計方法による場合の手数料の額は、次のとおりとし、前項各号の規定による額にそれぞれ加算した合計額とする。なお、

エネルギー法等の設計方法による場合は、見積もりによって決定する。

- (1) 避難安全検証法及び耐火・防火区画性能検証法による場合は、前項の手数料の20パーセントの額
 - (2) 限界耐力計算法による場合は、200,000円
 - (3) 天空率等による場合は10,000円
- 3 建築物が構造計算適合性判定を要する場合にあって、指定構造計算適合性判定機関等（都道府県知事を含む。）に構造計算適合性判定の申請を要するものは、第1項による額に、一の構造計算適合性判定建築物ごとに10,000を加算した合計額とする。
- 4 建築物の移転及び大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行う場合の手数料の額は、当該移転及び大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る部分の建築物の床面積の合計の1ランク下位の床面積の合計を審査対象床面積として、別表第1に掲げる額とする。なお、審査対象床面積が最下位の場合は、10,000円を減額した額とする。
- 5 建築物の用途変更を行う場合の手数料の額は、次に掲げる建築物の審査対象床面積により、別表第1に掲げる額とする。
- (1) 建築物全体の用途変更を行う場合にあっては、その建築物の延べ面積を審査対象床面積
 - (2) 建築物の一部の用途変更を行う場合にあっては、用途変更を行う部分の床面積の合計を審査対象床面積とした額と、用途変更を行わない部分（法第6条第1項第4号に該当する建築物を除く。）の床面積の合計を審査対象床面積として
1,000平方メートル以内は10,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内は20,000円を、2,000平方メートルを超える場合は30,000円を加算した合計額

（建築物の計画変更確認申請手数料）

- 第3条 業務規定第25条に規定する建築物の確認申請に対する計画変更の確認審査の手数料の額は、次に掲げる建築物の審査対象床面積により、別表第1に掲げる額とする。
- (1) 直前の確認済証がC1東海から交付されている場合にあっては、変更後の延べ面積の1ランク下位の延べ面積を審査対象床面積。なお、審査対象床面積が最下位の場合は、10,000円を減額した額とする。
 - (2) 直前の確認済証がC1東海以外の機関（以下「他機関」という。）から交付されている場合にあっては、変更後の延べ面積を審査対象床面積
 - (3) 既申請建築物と棟別で増築を行う場合にあっては、増築する建築物の延べ面積を審査対象床面積
- 2 前項に該当しない計画変更確認審査の手数料の額は、10,000円とする。
- 3 建築物の計画変更により、前条第2項に規定する設計方法に変更のある場合は同

項の規定を準用する。

- 4 前条第3項に規定する構造計算適合判定の計画変更により、新たに構造計算適合判定の申請を要するものは、一の構造計算適合性判定建築物ごとに10,000円とする。

(工作物及び建築設備の確認申請手数料又は計画変更確認申請手数料)

第4条 業務規定第17条第1項に規定する工作物及び建築設備の確認申請に対する確認審査の手数料の額は、1基当たり（擁壁は申請敷地当たり。この条及び第7条において同じ。）別表第2に掲げる額とする。

2 業務規定第25条に規定する工作物又は建築設備の計画変更の確認申請に対する確認審査の手数料の額は、次に掲げる方法による。

- (1) 直前の確認済証がC1東海から交付されている場合にあっては、1基当たり別表第2に掲げる額の2分の1の額とする。
- (2) 直前の確認済証が他機関から交付されている場合にあっては、1基当たり別表第2に掲げる額とする。

(建築物の中間検査申請手数料)

第5条 業務規定第29条第1項に規定する建築物の中間検査申請に対する検査の手数料の額は、次に掲げる建築物の構造の種類ごとに、中間検査申請書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。次条において「施行規則」という。）別記第26号様式）の第3面に記載された検査対象床面積により、別表第3-Aから別表第3-Dまでに掲げる額とする。

- (1) 木造は、建築物の延べ面積を検査対象床面積
- (2) 鉄骨造は、最初の建て方の柱が受ける梁又は桁までの階の部分を検査対象床面積
- (3) 鉄筋コンクリート造は、検査を受ける階（スラブ配筋）及び直下の階を含めた部分を検査対象床面積
- (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造は、前(2)と同じ。

(建築物の完了検査申請手数料)

第6条 業務規定第35条第1項に規定する建築物の完了検査申請に対する検査の手数料の額は、次に掲げる建築物ごとに、完了検査申請書（施行規則別記第19号様式）の第3面に記載された検査対象床面積により、別表第3-Aから別表第3-Dまでに掲げる金額とする。

- (1) 一の建築物ごとの検査対象床面積
- (2) 建築物が二以上ある場合にあって、延べ面積が30平方メートル以内の建築物は、他の建築物の延べ面積と加算することができ、それを一の建築物とみなし延べ面積の合計を検査対象床面積。ただし、30平方メートル以内の建築物が簡

易な構造の場合は、加算しない。

- (3) 既存建築物を同一棟として増築を行う場合にあっては、増築を行う部分の床面積の合計を検査対象床面積とした額に、既存建築物（法第6条第1項第4号に該当する建築物を除く。）の部分の床面積の合計を検査対象床面積として1,000平方メートル以内は10,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内は20,000円を、2,000平方メートルを超える場合は、30,000円を加算した合計額
- 2 建築物が建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する場合にあって、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（所管行政庁を含む。）に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を要するものは、前項に掲げる額に、特定建築行為をしようとする床面積の合計を検査対象床面積として、5,000平方メートル以内は30,000円を、5,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内は50,000円を加算した合計額とする。
- 3 建築物の移転及び大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行う場合の手数料の額は、当該移転及び大規模の修繕若しくは大規模な模様替えに係る部分の棟の床面積の合計の1ランク下位の床面積の合計を検査対象床面積として、別表第3-Aから別表第3-Dまでに掲げる額とする。なお、検査対象床面積が最下位の場合は、10,000円を減額した額とする。

（工作物及び建築設備の完了検査申請手数料）

第7条 業務規定第35条第1項に規定する工作物及び建築設備の完了検査申請に対する検査の手数料の額は、1基当たり別表第4-Aから別表4-Dまでに掲げる額とする。

（仮使用認定申請手数料）

第7条の2 業務規定第40条の2に規定する仮使用認定申請に対する認定の手数料の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 仮使用認定に係る建築物は、別表第3の申請対象地域別にそれぞれA地域は40,000円、B地域45,000円、C地域は60,000円又はD地域は70,000円とする。なお、他機関で確認済証の交付を受けた建築物は、それぞれ5,000円を加算した額とする。
- (2) 仮使用認定に係る工作物（昇降機等並びに製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等をいう。）及び建築設備は、事前に申請内容を聴取し、見積りによって決定する。

（再検査手数料）

第8条 第5条から第7条までに規定する中間検査又は完了検査の結果、再検査が必要とされた場合の手数料の額は、別表第3-A、別表第3-B及び別表第4-A並びに別表第4-Bの地域については10,000円、それ以外の地域については

30,000円とする。

(追加説明書の手数料)

第8条の2 第6条及び第7条に規定する完了検査の結果、追加説明書が提出され審査を要する場合の手数料は、10,000円とする。

(証明書の手数料)

第9条 業務規定第50条に規定する確認済証等を交付した旨の証明書を発行する場合の手数料の額は、1通につき3,000円(消費税を含む)とする。

(手数料の減免)

第10条 第2条から前条までの手数料の額について、業務区域にある特定行政庁からの要請がある場合にあつては、減額若しくは免除することができる。

2 第2条から前条までの手数料の額について、次に掲げる場合にあつては、減額することができる。

- (1) 建築物の延べ面積が500平方メートル以内の住宅(併用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。)の申請で、確認申請手数料の一括支払いに関する協定書の契約者が代理者又は設計者等であるとき
- (2) C I 東海の確認申請作成ソフトを利用し作成された申請書で、申請時にメモリー媒体のデータが提出されたとき
- (3) 確認審査において、1申請に同一構造、用途及び類似規模の建築物(工作物及び建築設備を含む。)が二以上あるとき
- (4) 中間及び完了検査において、1申請で二以上の建築物(工作物及び建築設備を含む。)又は近傍地で2件以上の申請があり、同一日に検査ができるとき
- (5) この手数料規定の算定により難いと認められるとき等

(手数料の見積り)

第11条 第2条から第8条までの手数料の額について、次に掲げる場合にあつては、見積りによって決定する。

- (1) 第2条第1項及び第3条第1項の確認審査又は第5条の中間検査並びに第6条第1項及び第2項の完了検査の手数料の額について、審査(検査)対象床面積が25,000平方メートルを越えるとき
- (2) 第2条第4項及び第5項の確認審査の手数料の額について、審査対象床面積が2,000平方メートルを越えるとき
- (3) 一開発区域(一団地を含む。)において、継続して多数の申請が見込まれる等、その他事務処理の効率が見込まれるとき
- (4) 第5条の中間検査、第6条及び第7条の完了検査、第7条の2の認定並びに第8条の中間及び完了検査の手数料の額について、宿泊を要する等の特別なとき

附則

- 1 この規程は、平成19年 1月 25日から施行する。
 - 2 この規程は、平成19年 6月 20日から施行する。(適合判定機関設置)
 - 3 この規程は、平成19年10月 1日から施行する。(EV型式認証値引)
 - 4 この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。(特定行政庁料金改正)
 - 5 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。(計画変更等一部改正)
 - 6 この規程は、平成21年 7月 21日から施行する。(完了検査申請手数料一部正)
 - 7 この規程は、平成21年10月 1日から施行する。(記載事項変更手数料廃止)
 - 8 この規程は、平成22年 8月 16日から施行する。(割増手数料等の改正)
 - 9 この規程は、平成23年 7月 1日から施行する。(既存建築物の審査手数料の改正)
 - 10 この規程は、平成23年12月 19日から施行する。(業務範囲の拡大による改正)
 - 11 この規程は、平成24年10月 1日から施行する。(区域別割増手数料の見直しによる改正)
 - 12 この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。(床面積の合計に上限の定めによる改正)
- なお、仮使用認定の業務に係る規定は、別に定める日から施行する。
- 13 この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。(EXP. Jを介する新築建築物及び計画変更の算定方法の改正)
 - 14 この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。(三重県の確認検査の業務区域の改正)
 - 15 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。(建築物エネルギー消費性能適合性判定の追加)
 - 16 この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。(追加説明書の手数料の追加)

別表第1 建築物の建築確認申請手数料（第2条・第3条関係）

（単位：円）

審査対象床面積	確認審査の区分		
	確認審査	構造計算書を要するもの	
		鉄骨造	鉄骨造以外
100 m ² 以内のもの	20,000	30,000	45,000
100 m ² を越え、 200 m ² 以内のもの	25,000	40,000	55,000
200 m ² を越え、 500 m ² 以内のもの	35,000	70,000	80,000
500 m ² を越え、 1,000 m ² 以内のもの	50,000	100,000	120,000
1,000 m ² を越え、 1,500 m ² 以内のもの	80,000	120,000	140,000
1,500 m ² を越え、 2,000 m ² 以内のもの	100,000	140,000	170,000
2,000 m ² を越え、 3,000 m ² 以内のもの		170,000	220,000
3,000 m ² を越え、 4,000 m ² 以内のもの		220,000	270,000
4,000 m ² を越え、 5,000 m ² 以内のもの		270,000	320,000
5,000 m ² を越え、 10,000 m ² 以内のもの		320,000	370,000
10,000 m ² を越え、 15,000 m ² 以内のもの		370,000	420,000
15,000 m ² を越え、 20,000 m ² 以内のもの		420,000	470,000
20,000 m ² を越え、 25,000 m ² 以内のもの		470,000	520,000

別表第2 工作物及び建築設備の確認申請手数料（第4条関係）

（単位：円）

工作物又は建築設備の区分	確認申請
工作物（広告塔等1基当たり） （令第138条第1項第1～4号）	20,000
工作物（擁壁） （令第138条第1項第5号）	20,000
工作物（遊戯施設等1基当たり） （令第138条第2項及び第3項）	300,000
建築設備（昇降機等1基当たり） （令第146条第1項第1号）	40,000
建築設備（昇降機等（型式適合認定）1基当たり） （令第146条第1項第1号）	20,000
建築設備（小型昇降機1基当たり） （令第146条第1項第2号）	20,000

別表第3-A 建築物の中間検査・完了検査申請手数料（第5条・第6条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

愛知県 全地域

三重県 桑名市、四日市市、鈴鹿市、いなべ市、津市、松阪市、亀山市、伊賀市、
名張市、朝日町、木曾岬町、川越町、東員町、菰野町

静岡県 湖西市

岐阜県 岐阜市、羽島市、各務原市、可児市、海津市、多治見市、土岐市、
岐南町、笠松町、輪之内町、安八町、坂祝町

（単位：円）

検査対象床面積	中間検査手数料		完了検査手数料	
	当社で 確認済証交付	他機関で 確認済証交付	当社で 確認済証交付	他機関で 確認済証交付
100 m ² 以内のもの	20,000	25,000	20,000	25,000
100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	25,000	30,000	25,000	30,000
200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	40,000	50,000	40,000	50,000
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	70,000	80,000	70,000	80,000
1,000 m ² を超え、 1,500 m ² 以内のもの	90,000	100,000	90,000	100,000
1,500 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	110,000	130,000	110,000	130,000
2,000 m ² を超え、 3,000 m ² 以内のもの	130,000	150,000	130,000	150,000
3,000 m ² を超え、 4,000 m ² 以内のもの	160,000	180,000	160,000	180,000
4,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	190,000	210,000	190,000	210,000
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	240,000	270,000	240,000	270,000
10,000 m ² を超え、 15,000 m ² 以内のもの	290,000	320,000	290,000	320,000
15,000 m ² を超え、 20,000 m ² 以内のもの	340,000	370,000	340,000	370,000
20,000 m ² を超え、 25,000 m ² 以内のもの	390,000	420,000	390,000	420,000

別表第3-B 建築物の中間検査・完了検査申請手数料（第5条・第6条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

三重県 伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、多気町、大台町、玉城町、度会町、
大紀町、南伊勢町

静岡県 浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、森町

岐阜県 大垣市、瑞穂市、瑞浪市、神戸町、北方町

（単位：円）

検査対象床面積	中間検査手数料		完了検査手数料	
	当社で 確認済証交付	他機関で 確認済証交付	当社で 確認済証交付	他機関で 確認済証交付
100 m ² 以内のもの	25,000	30,000	25,000	30,000
100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	30,000	35,000	30,000	35,000
200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	45,000	55,000	45,000	55,000
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	75,000	85,000	75,000	85,000
1,000 m ² を超え、 1,500 m ² 以内のもの	95,000	105,000	95,000	105,000
1,500 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	115,000	135,000	115,000	135,000
2,000 m ² を超え、 3,000 m ² 以内のもの	135,000	155,000	135,000	155,000
3,000 m ² を超え、 4,000 m ² 以内のもの	165,000	185,000	165,000	185,000
4,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	195,000	215,000	195,000	215,000
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	245,000	275,000	245,000	275,000
10,000 m ² を超え、 15,000 m ² 以内のもの	295,000	325,000	295,000	325,000
15,000 m ² を超え、 20,000 m ² 以内のもの	345,000	375,000	345,000	375,000
20,000 m ² を越え、 25,000 m ² 以内のもの	395,000	425,000	395,000	425,000

別表第3-C 建築物の中間検査・完了検査申請手数料（第5条・第6条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

三重県 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
 静岡県 島田市、藤枝市、焼津市、牧之原市、御前崎市、吉田町
 岐阜県 本巣市、山県市、美濃市、関市、美濃加茂市、恵那市、中津川市、垂井町
 関ヶ原町、揖斐川町、池田町、大野町、養老町、富加町、川辺町、御嵩町、
 八百津町

（単位：円）

検査対象床面積	中間検査手数料		完了検査手数料	
	当社で 確認済証交付	他機関で 確認済証交付	当社で 確認済証交付	他機関で 確認済証交付
100㎡以内のもの	40,000	45,000	40,000	45,000
100㎡を超え、 200㎡以内のもの	45,000	50,000	45,000	50,000
200㎡を超え、 500㎡以内のもの	60,000	70,000	60,000	70,000
500㎡を超え、 1,000㎡以内のもの	90,000	100,000	90,000	100,000
1,000㎡を超え、 1,500㎡以内のもの	110,000	120,000	110,000	120,000
1,500㎡を超え、 2,000㎡以内のもの	130,000	150,000	130,000	150,000
2,000㎡を超え、 3,000㎡以内のもの	150,000	170,000	150,000	170,000
3,000㎡を超え、 4,000㎡以内のもの	180,000	200,000	180,000	200,000
4,000㎡を超え、 5,000㎡以内のもの	210,000	230,000	210,000	230,000
5,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの	260,000	290,000	260,000	290,000
10,000㎡を超え、 15,000㎡以内のもの	310,000	340,000	310,000	340,000
15,000㎡を超え、 20,000㎡以内のもの	360,000	390,000	360,000	390,000
20,000㎡を超え、 25,000㎡以内のもの	410,000	440,000	410,000	440,000

別表第3-D 建築物の中間検査・完了検査申請手数料（第5条・第6条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

別表第3-A、別表第3-B及び別表第3-Cに属さない市町村（都市計画区域内）

（単位：円）

検査対象床面積	中間検査手数料		完了検査手数料	
	当社で 確認済証交付	他機関で 確認済証交付	当社で 確認済証交付	他機関で 確認済証交付
100㎡以内のもの	50,000	55,000	50,000	55,000
100㎡を超え、 200㎡以内のもの	55,000	60,000	55,000	60,000
200㎡を超え、 500㎡以内のもの	70,000	80,000	70,000	80,000
500㎡を超え、 1,000㎡以内のもの	100,000	110,000	100,000	110,000
1,000㎡を超え、 1,500㎡以内のもの	120,000	130,000	120,000	130,000
1,500㎡を超え、 2,000㎡以内のもの	140,000	160,000	140,000	160,000
2,000㎡を超え、 3,000㎡以内のもの	160,000	180,000	160,000	180,000
3,000㎡を超え、 4,000㎡以内のもの	190,000	210,000	190,000	210,000
4,000㎡を超え、 5,000㎡以内のもの	220,000	240,000	220,000	240,000
5,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの	270,000	300,000	270,000	300,000
10,000㎡を超え、 15,000㎡以内のもの	320,000	350,000	320,000	350,000
15,000㎡を超え、 20,000㎡以内のもの	370,000	400,000	370,000	400,000
20,000㎡を超え、 25,000㎡以内のもの	420,000	450,000	420,000	450,000

別表第4-A 工作物及び建築設備の完了検査申請手数料（第7条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

愛知県 全地域

三重県 桑名市、四日市市、鈴鹿市、いなべ市、津市、松阪市、亀山市、伊賀市、
名張市、朝日町、木曾岬町、川越町、東員町、菰野町

静岡県 湖西市

岐阜県 岐阜市、羽島市、各務原市、可児市、海津市、多治見市、土岐市、
岐南町、笠松町、輪之内町、安八町、坂祝町

（単位：円）

工作物又は建築設備の区分	完了検査手数料	
	当社で確認済証交付	他機関で確認済証交付
工作物（広告塔等1基当たり） （令第138条第1項第1～4号）	20,000	40,000
工作物（擁壁） （令第138条第1項第5号）	20,000	40,000
工作物（遊戯施設等1基当たり） （令第138条第2項及び第3項）	300,000	600,000
建築設備（昇降機等1基当たり） （令第146条第1項第1号）	40,000	80,000
建築設備（昇降機等（型式適合認定）1基当たり） （令第146条第1項第1号）	20,000	40,000
建築設備（小型昇降機1基当たり） （令第146条第1項第2号）	20,000	40,000

別表第4-B 工作物及び建築設備の完了検査申請手数料（第7条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

三重県 伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

静岡県 浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、森町

岐阜県 大垣市、瑞穂市、瑞浪市、神戸町、北方町

（単位：円）

工作物又は建築設備の区分	完了検査手数料	
	当社で確認済証交付	他機関で確認済証交付
工作物（広告塔等1基当たり） （令第138条第1項第1～4号）	25,000	45,000
工作物（擁壁） （令第138条第1項第5号）	25,000	45,000
工作物（遊戯施設等1基当たり） （令第138条第2項及び第3項）	305,000	605,000
建築設備（昇降機等1基当たり） （令第146条第1項第1号）	45,000	85,000
建築設備（昇降機等（型式適合認定）1基当たり） （令第146条第1項第1号）	25,000	45,000
建築設備（小型昇降機1基当たり） （令第146条第1項第2号）	25,000	45,000

別表第4-C 工作物及び建築設備の完了検査申請手数料（第7条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

三重県 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

静岡県 島田市、藤枝市、焼津市、牧之原市、御前崎市、吉田町

岐阜県 本巣市、山県市、美濃市、関市、美濃加茂市、恵那市、中津川市、垂井町
関ヶ原町、揖斐川町、池田町、大野町、養老町、富加町、川辺町、御嵩町、
八百津町

（単位：円）

工作物又は建築設備の区分	完了検査手数料	
	当社で確認済証交付	他機関で確認済証交付
工作物（広告塔等1基当たり） （令第138条第1項第1～4号）	40,000	60,000
工作物（擁壁） （令第138条第1項第5号）	40,000	60,000
工作物（遊戯施設等1基当たり） （令第138条第2項及び第3項）	320,000	620,000
建築設備（昇降機等1基当たり） （令第146条第1項第1号）	60,000	100,000
建築設備（昇降機等（型式適合認定）1基当たり） （令第146条第1項第1号）	40,000	60,000
建築設備（小型昇降機1基当たり） （令第146条第1項第2号）	40,000	60,000

別表第4-D 工作物及び建築設備の完了検査申請手数料（第7条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

別表第4-A、別表第4-B及び別表第4-Cに属さない市町村(都市計画区域内)

(単位：円)

工作物又は建築設備の区分	完了検査手数料	
	当社で確認済証交付	他機関で確認済証交付
工作物（広告塔等1基当たり） （令第138条第1項第1～4号）	50,000	70,000
工作物（擁壁） （令第138条第1項第5号）	50,000	70,000
工作物（遊戯施設等1基当たり） （令第138条第2項及び第3項）	330,000	630,000
建築設備（昇降機等1基当たり） （令第146条第1項第1号）	70,000	110,000
建築設備（昇降機等（型式適合認定）1基当たり） （令第146条第1項第1号）	50,000	70,000
建築設備（小型昇降機1基当たり） （令第146条第1項第2号）	50,000	70,000